



令和6年度 南丹市教育の指針



南丹市教育委員会

南丹市教育の基本理念

1P

持続可能な社会の創り手として学び続ける人材の育成

3P

1 確かな学力の定着と個々の能力を伸ばす教育の推進

1	「主体的・対話的で深い学び」の実現	学校教育課
2	学力・学習状況調査の実施・分析・活用	学校教育課
3	校種間連携教育の推進	学校教育課
4	主体的に取り組むキャリア教育の推進	学校教育課
5	外国語教育の充実	学校教育課
6	グローバル人材の育成	学校教育課
7	情報教育の推進と情報活用能力の育成	学校教育課
8	1人1台端末の効果的な活用	学校教育課

2 豊かな人間性の育成と規範意識の醸成

1	人権教育を基盤とした教育の推進	学校教育課	社会教育課
2	生徒指導の実践上の4つの視点を踏まえた指導の充実	学校教育課	
3	地域の特色を生かした道徳教育の充実	学校教育課	
4	地域連携等による体験活動の充実	学校教育課	社会教育課
5	いじめや問題行動の未然防止や早期対応	学校教育課	こども家庭課
6	命を大切にする教育の推進	学校教育課	こども家庭課
7	情報モラル教育の推進	学校教育課	
8	豊かな心を育む読書活動の推進	学校教育課	社会教育課
9	自然体験活動を通じた環境教育の推進	学校教育課	社会教育課

3 健康的な生活習慣の確立と健康課題への対応の充実

1	健康教育の充実	学校教育課	
2	規則正しい生活習慣の確立	学校教育課	こども家庭課
3	健康課題への対応	学校教育課	こども家庭課
4	食に関する指導の充実	学校教育課	幼児教育・保育推進課
5	体力・運動能力の向上	学校教育課	幼児教育・保育推進課
6	運動部活動改革の推進	学校教育課	

社会の変化や要望に対応した教育環境の充実

7P

4 個別の教育的ニーズに対応する教育機会の確保と支援環境の整備

1	「心のバリアフリー」の意識の啓発	学校教育課	
2	特別支援教育の充実	学校教育課	
3	障がいに対する正しい理解の促進	学校教育課	
4	教育保育のユニバーサルデザイン化	学校教育課	幼児教育・保育推進課
5	教育支援センター「さくら」の取組の充実	学校教育課	
6	子どもを守るシステムの構築	学校教育課	こども家庭課
7	日本語指導が必要な外国人児童生徒への教育支援	学校教育課	
8	教育相談体制の整備	学校教育課	
9	支援の充実に向けた個人情報管理の整備	学校教育課	こども家庭課
10	ICT機器を活用した学びの保障	学校教育課	

5 乳幼児期の教育・保育の質の向上

1	切れ目のない円滑な指導体制の確立	幼児教育・保育推進課
2	非認知能力の育成	幼児教育・保育推進課
3	こども家庭センターを核とした就学前教育・保育の推進	幼児教育・保育推進課
4	保育所、認定こども園、幼稚園等施設の整備	幼児教育・保育推進課
5	教育保育内容の充実と職員の資質の向上	幼児教育・保育推進課
6	未就園親子の支援の充実	幼児教育・保育推進課

6 学びを支える教育環境・教育体制の整備

1	安心して学べる場の計画的な整備	学校教育課
2	安全・安心な学校給食の提供	学校教育課
3	防災教育・防災活動の推進	学校教育課
4	学校安全対策の推進	学校教育課
5	業務改善を通じた教育の質的向上	学校教育課
6	教職員の資質の向上と支援体制の充実	学校教育課
7	事務職員の学校運営への参画	学校教育課
8	放課後における子どもの居場所づくり	社会教育課
9	学校図書館の活用推進	学校教育課

地域の教育力の向上とふるさとを愛する心の醸成

11P

7 家庭・地域等と連携・協働した教育の推進

1	「地域とともにある学校づくり」推進体制の構築	学校教育課	社会教育課
2	子どもと地域がともに学ぶ機会の充実	学校教育課	社会教育課
3	地域学校協働活動の推進	社会教育課	
4	地域資源を生かした教育の推進	学校教育課	社会教育課
5	地域課題の解決に向けた探究学習の推進	学校教育課	
6	家庭教育支援の充実	学校教育課	こども家庭課
7	部活動の地域連携と環境整備	学校教育課	

8 生涯学習の支援と社会教育の推進

1	社会教育施設を活用した体験活動の充実	社会教育課
2	地域資源に触れる機会の充実	社会教育課
3	社会教育施設の整備	社会教育課
4	読書の機会と環境の拡充	社会教育課
5	学習情報の提供の充実	社会教育課
6	学習成果を活かす機会の充実	社会教育課

9 文化芸術の継承・発展による文化力の向上

1	文化芸術活動の充実とその魅力の発信	社会教育課
2	地域の歴史的資源の記録保存	社会教育課
3	文化芸術に触れる機会の創出	社会教育課
4	文化博物館郷土資料館活動の充実	社会教育課
5	地域の文化力を活かした生涯教育の推進	社会教育課
6	歴史文化的資源の普及啓発活動の推進	社会教育課

計画策定の趣旨

南丹市教育委員会では、平成30年度第2次南丹市総合振興計画の策定を受けて教育振興基本計画の見直しを図り、今後の予想される社会の変化に対応でき、次代を創生していく市民の育成を目指して、平成31年1月に第2次南丹市教育振興基本計画を策定しました。本計画の着実な実現を図るため、毎年度進捗状況の把握・評価を行い、重点課題を整理した上で、今年度の実践の方向性を「南丹市教育の指針」にまとめ、その具体化を図っていきます。

南丹市の目指す市民像と教育の基本理念

南 丹 市 の 目 指 す 市 民 像

人権が尊重される温もりある地域社会の一員として、自然と文化の薫り高い『ふるさと南丹市』を愛し、生涯にわたって主体的で心豊かに学び続け、ともに生きようとする市民

南丹市は、目指す市民像を実現するために、地域社会総がかりで子どもたちを育ていく地域コミュニティを充実させ、「社会に開かれた教育課程」及び「ひとづくり、つながりづくり、地域づくりに向けた生涯学習」の実現を目指しています。

そのためには、南丹市の子ども達が、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を育むこと。誰一人取り残されることなく、多様なニーズに的確に応えた教育を受けること。そして、学びや交流を通して、「ふるさと南丹市」を愛する心が熟成されること。これらを通じて、未来に向かってたくましく生きる力を付ける教育が必要になります。

この教育の実現のため、「子どもありきの教育」と「すべての子どもの可能性を伸ばし進路を実現する教育」を目指す教育行政に努め、3つの基本方針と9つの基本施策で「受けたい教育がある南丹市」を推進します。

基本方針 1 持続可能な社会の創り手として学び続ける人材の育成

持続可能な社会を築くためには、学び続ける人材の育成が不可欠であり、継続的な学習を通じて、社会的な課題に対する洞察を深め、解決策を模索できる能力が培われていきます。生涯にわたり学習する基盤が子どもたちに培われるよう、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」をバランスよく育み、子どもたちが夢と希望をもって成長できる教育環境づくりを目指します。

基本施策 1 確かな学力の定着と個々の能力を伸ばす教育の推進

基本施策 2 豊かな人間性の育成と規範意識の醸成

基本施策 3 健康的な生活習慣の確立と健康課題への対応の充実

基本方針 2 社会の変化や要望に対応した教育環境の充実

子どもたちが喜びや生きがいを感じられる社会を実現するためには、誰一人取り残されず、自分の可能性が引き出される個別最適な学びを教育活動に取り入れていく必要があります。個別の教育的ニーズのある子どもたちに応じて、質の高い教育を受けることができる教育環境を保障し、多様なニーズに的確に応える学びの場と適切な支援環境を整備します。

基本施策 4 個別の教育的ニーズに対応する教育機会の確保と支援環境の整備

基本施策 5 乳幼児期の教育・保育の質の向上

基本施策 6 学びを支える教育環境・教育体制の整備

基本方針 3 地域の教育力の向上とふるさとを愛する心の醸成

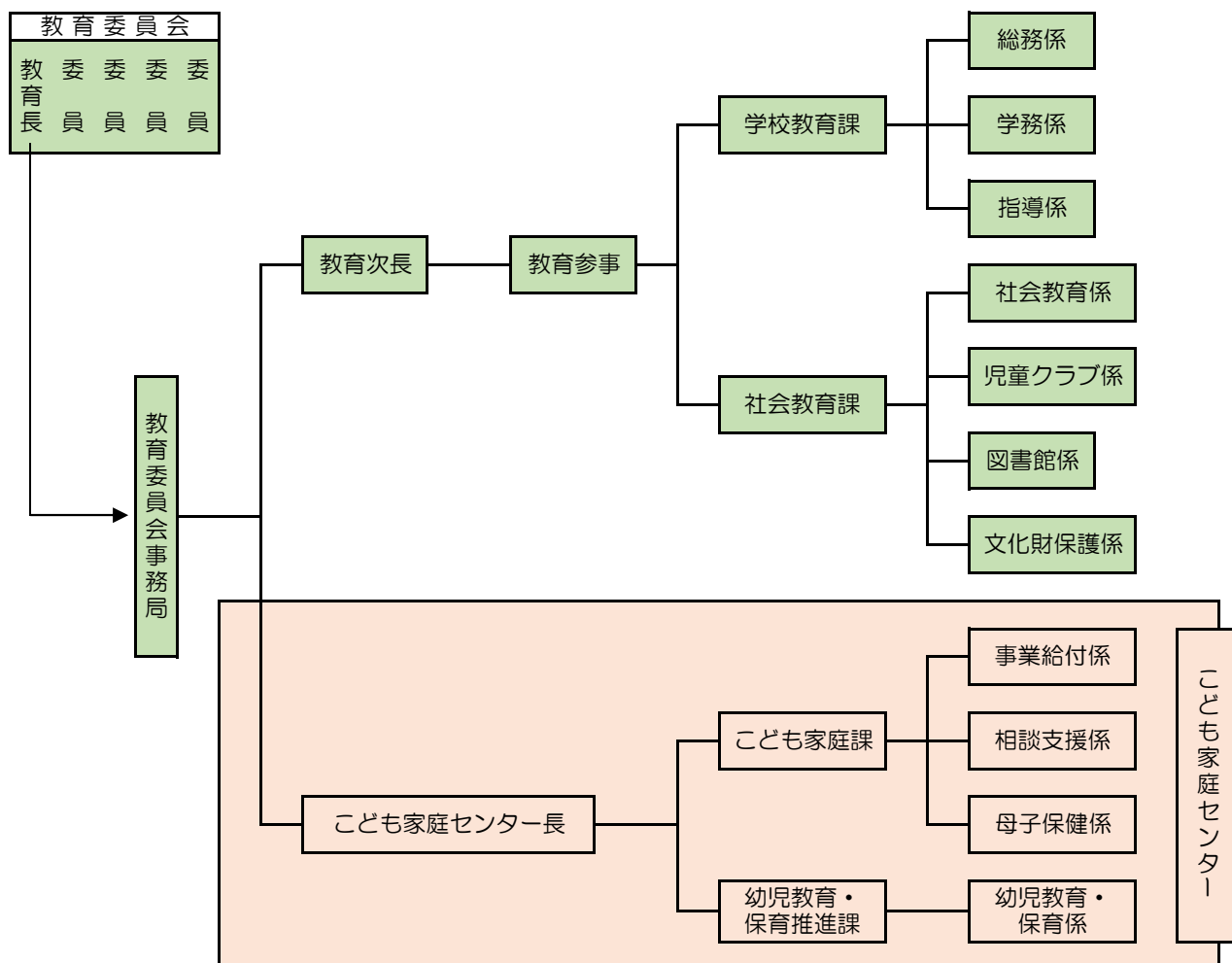
学校・家庭・地域が連携・協働して目指す子ども像や地域の在り方を共有し、次世代を担う子どもたちの「ふるさと南丹市」を愛する心を育み、未来に向かってたくましく生きる力を地域総がかりで育成します。また、市民一人ひとりが、いきいきと学び続けることができる生涯学習社会の構築をめざし、互いにつながり合い、豊かに生きるために必要な学習機会の充実や文化活動の推進を図ります。

基本施策 7 家庭・地域等と連携・協働した教育の推進

基本施策 8 生涯学習の支援と社会教育の推進

基本施策 9 文化芸術の継承・発展による文化力の向上

南丹市教育委員会 組織図



1 確かな学力の定着と個々の能力を伸ばす教育の推進

子どもたちに、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、課題解決に必要な思考力・判断力・表現力を育み、主体的に学習に取り組む態度を身に付けることができるよう指導方法の改善に取り組み、予測困難な時代に求められる資質・能力を育成します。

また、各学校の実態に即して、小学校における教科担任制、少人数指導、個別補充学習等による子ども一人ひとりに応じたきめ細かな指導・支援を充実させます。

1 「主体的・対話的で深い学び」の実現

- ・ 学習指導要領の趣旨を実現するため、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を図り、子ども一人ひとりが未来を切り拓くための資質・能力を最大限引き出し、生きる力を育む教育を推進します。



2 学力・学習状況調査の実施・分析・活用

- ・ 全国および京都府の学力・学習状況調査から得られる学習状況や実態を把握・分析し、結果を効果的に利活用することで教育施策の改善及び教育指導の改善を図ります。
- ・ 得られた教育データを個別最適な学びの実現や困難を抱える子どもの早期発見・早期対応につなぐことで、基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得を図ります。

3 校種間連携教育の推進

- ・ 保育所・こども園・幼稚園・小学校・中学校の教職員が、子どもの豊かな育ちや学びの連続性を重視した教育を共有するため、「中学校ブロック校種間連携推進協議会」を設置し、教職員による定期的な授業交流や公開授業、保育参観等の実施によって、子どもに対する理解と発達段階に応じた指導について研究を推進します。

4 主体的に取り組むキャリア教育の推進

- ・ 一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てるため、キャリアパスポートを活用して、「人間関係・社会形成能力」「自己理解・管理能力」「課題対応能力」といった基礎的・汎用的能力の育成を図ります。
- ・ 職場体験学習や様々な体験活動、講話等から、そこに関わる方々の多様な生き方・考え方に触れることを通して、働くことの意味や目標や夢に向かって努力することの意義についての理解を深めます。

5 外国語教育の充実

- ・ 小学校においては、中学年から英語の音声に慣れ親しみ、英語を使ってコミュニケーションを図ろうとする意欲を育み、高学年からは、より実践的なやり取りに挑戦し、コミュニケーションの基礎を身に付けていきます。中学校においては、小学校英語の取組を踏まえ、円滑な接続を通して4技能5領域（聞く、話す「やりとり」「発表」、読む、書く）を統合した英語力の向上を図ります。

6 グローバル人材の育成

- ・ 身の周りの社会環境に目を向けるとともに、グローバルな視点をもって、多様に変化する社会や環境に対応できる能力を育成します。



- ・すべての学習において、個人としてのアイデンティティを育む指導を行い、全ての人々や多様な文化に対する理解を深め、尊重し、積極的に他者とつながろうとする態度や資質を養います。

7 情報教育の推進と情報活用能力の育成

- ・小学校低学年から発達段階に応じてICT機器の操作を身に付け、効果的に活用できる力を育てます。また、ICT機器の活用を通して情報処理能力及び情報活用能力を高め、子どもたちがこれからの情報社会に主体的に対応していく力を育成します。

8 1人1台端末の効果的な活用

- ・個別最適な学びを推進するため、授業支援アプリやAIドリルを活用して効果的な学習に取り組み、個人の特性や学習進度、学習到達度等に応じて、学習計画や学習時間等の設定を行います。



2 豊かな人間性の育成と規範意識の醸成

豊かな人間性を備えた人材を育成するために、自らを律しつつ他人とともに協調し、他者を思いやる心や感動する心を育みます。

また、人権についての正しい知識および行動力を身に付け、物事を多面的・多角的に捉え、自己の生き方について考える学習を通して、適切な判断力、実践意欲と態度を養っていきます。

1 人権教育を基盤とした教育の推進

- ・全ての教育活動に人権教育の視点を位置付け、豊かな感性やものの見方・考え方を育み、多様性を認め、正しい価値観に基づいて行動できる力を育成します。また、発達段階に応じて、同和問題（部落差別）をはじめとするあらゆる人権問題を正しく理解するための学習を計画的・系統的に推進します。
- ・「南丹市人権を尊重し多様性を認めあうまちづくり条例」に基づき、様々な人権問題の解決に向けて、人権の意義や重要性及び人権問題についての理解、人権意識の高揚を図るための研修を定期的で開催し、指導者の資質の向上を図ります。
- ・南丹市人権教育・啓発推進協議会との連携を図りながら、生涯学習としての人権学習へ深化を図る取組を進めます。



2 生徒指導の実践上の4つの視点を踏まえた指導の充実

- ・新たに改訂された生徒指導提要进行を踏まえ、学校生活全体を通して、自己存在感・有用感を高め、共感的人間関係を育み、自己決定を大切にしたい指導を丹念に積み上げ、安心・安全な風土の醸成のもと子どもの自己指導能力の向上に努めていきます。

3 地域の特色を生かした道徳教育の充実

- ・地域・家庭・学校で目指す子ども像を共有し、その実現に向けて道徳教育の全体計画や「特別の教科 道徳」の年間指導計画、別葉に位置付けます。また、道徳科の授業改善を進め、「考え、議論する道徳」の実践に努めるとともに、地域の特色を生かした道徳教育を実践することで、地域総がかりで道徳性を育みます。

4 地域連携等による体験活動の充実

- ・ 子どもの社会性や豊かな人間性を育み、社会の一員としての自覚を促すために、学校と地域社会の連携協働のもと、市内の様々な教育資源を活用した自然体験活動、文化芸術体験活動、ボランティア体験活動等の充実を図ります。
- ・ 不登校児童生徒支援の観点においても、実態交流や情報交流を積極的に行い、校種間連携による切れ目のない支援体制を更に推進します。



5 いじめや問題行動の未然防止や早期対応

- ・ 「南丹市いじめ防止基本方針」に基づき、子ども一人ひとりの尊厳と人権が尊重される学校づくりを推進します。また、「南丹市いじめ問題対策連絡協議会等条例」により設置された「南丹市いじめ問題対策連絡協議会」や「南丹市いじめ防止等対策委員会」で、いじめ防止対策の取り組み状況の把握とその効果等の検証を行い、いじめの問題を含めた生徒指導上の問題に対して、より実効的な対策を講じます。
- ・ すべての児童生徒を対象に、いじめアンケート調査及び個別の聞き取り調査を実施し、いじめの早期発見・早期対応・再発防止に努めます。また、学級を基本としたあらゆる教育活動を通して、いじめをはじめとした人権侵害や偏見・差別を許さない仲間づくりを、子どもの主体性を尊重しながら推進します。
- ・ いじめや問題行動に対応するための学校の組織強化を図り、いじめや問題行動の未然防止や初期対応に係る教職員のスキルの向上とチームで取り組む仕組みづくりを進めます。
- ・ 問題行動については、その背景を多面的な視点から見立て、子どもの理解を行うとともに、それを基にしたよりよい成長につなぐ指導支援を保護者や関係機関と協働しながら組織的に行います。
- ・ スクールカウンセラーや福祉の専門であるスクールソーシャルワーカー等との連携を図り、学校における相談体制の構築及び充実を図ります。

6 命を大切にする教育の推進

- ・ 学校、家庭、地域、関係機関が連携して、子どもたちが自他の命がかけがえのないものだと感じられる教育を推進します。また、子どもの変化やサインを早期に察知できるよう、教員のカウンセリングマインドの向上を図り、地域・保護者と連携しながら組織として早期対応できるよう教育相談体制の充実を図ります。

7 情報モラル教育の推進

- ・ ICT機器の活用を通して、人権的な視点を重視した情報モラルを指導し、発達段階に応じた情報モラルの習得を計画的に進めます。

8 豊かな心を育む読書活動の推進

- ・ 「第2次南丹市子どもの読書活動推進計画」に基づき、南丹市総がかりで子どもの読書環境の充実を図ります。また、子どもたちが読書体験を通して言葉に対する感覚や言葉で表現する力を養い、表現力や想像力が豊かになるよう、読書活動の促進につながる取組を進めます。



9 自然体験活動を通じた環境教育の推進

- ・ 地域と学校、社会教育施設等との協働により、自然体験活動等の学習機会を充実させ、豊かな体験を通して南丹市の自然環境や環境問題について考える機会を創出します。

子どもたちが、心身ともに健康で、主体的に運動する習慣を身に付けることができるよう、学校・園と家庭が連携しながら、発達段階に応じた健康的な生活習慣や適度な運動習慣の形成を図る環境づくりを進めます。

また、健康であることの意義を理解させ、生涯にわたって健康で安全な生活や健全な食生活を送ろうとする態度を育成します。

1 健康教育の充実

- ・ 体育科・保健体育科や特別活動などの学習によって、児童・生徒が健康の大切さに気づき、自律的な健康づくりができるよう健康教育を充実するとともに、学校保健委員会を効果的に運用しながら、学校医・学校歯科医・学校薬剤師等との連携を深め、学校保健の推進を図ります。

2 規則正しい生活習慣の確立

- ・ こども家庭課が実施する小中学校の健康アンケート結果を学校と共有し、「早寝早起き朝ごはん」等の規則正しい生活習慣の推進や情報端末デバイス、ゲーム機の過度の使用が心身へ与える影響等、課題解決に向けた対策を協議し、実践につないでいきます。



3 健康課題への対応

- ・ 多様化する子どもの性に関する問題、薬物乱用防止や感染症予防などの現代的な課題に対応できるよう、専門知識を有する関係機関と連携を図り、自分の身を守るための知識・技能と実践力を育成します。

4 食に関する指導の充実

- ・ 地域・家庭・学校・給食調理場・関係部署等が連携し、食育を通じて、望ましい食習慣の在り方を理解し、生涯にわたり食を通して自らの心と体の健康管理ができる力を育成します。
- ・ 地域の産物について学べるよう、給食食材の地産地消に努めます。また、生産者との交流や栽培体験をしたり、和食や伝統食、行事食を給食に取り入れたりすることで、子どもの食文化に対する興味・関心を高め、郷土愛や食べ物を大切にする心、感謝の心を育成します。

5 体力・運動能力の向上

- ・ 保幼小中の連携の中で、遊びや運動の楽しさと喜びを味わいながら、運動能力の向上を培うとともに生涯を通じて運動に親しむ態度の育成を図ります。体力、運動能力の課題を克服するための指導を図ることで、活力ある生活を営む基礎となる体力の向上を図ります。

6 運動部活動改革の推進

- ・ 小規模校を含むすべての生徒に「多様なスポーツを経験する場」を提供し、スポーツを経験する機会を確保することで、スポーツを通じたコミュニケーション力や生涯を通じてスポーツに親しむ態度を育成します。



4 個別の教育的ニーズに対応する教育機会の確保と支援環境の整備

発達障がいや不登校、子どもの貧困問題等の多様なニーズに丁寧に対応し、一人ひとりの子どもの能力・可能性を最大限に伸ばす教育を実現するため、丁寧な相談活動を推進するとともに、十分な環境整備や支援体制を構築していきます。

1 「心のバリアフリー」の意識の啓発

- ・ 障がいのある人や性的マイノリティーの理解教育や共同学習、交流を通して、様々な心身の特性や考え方を理解するとともに、互いに認め合い尊重し合う「心のバリアフリー」の意識の啓発・浸透を図ります。

2 特別支援教育の充実

- ・ 特別な支援を必要とする子どもの「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」「移行支援シート」を作成・活用し、校内や校種間、関係機関との連携によって、切れ目のない支援の充実を図ります。
- ・ 特別な支援を必要とする子どもの教育的ニーズに應えるよう、通級指導教室（ことばの教室）の運営や特別支援教育支援員の配置を促進し、特別支援教育のより一層の充実を目指します。
- ・ 校園長のリーダーシップのもと、特別支援教育コーディネーター等を中心に校内支援委員会を機能させ、組織的に適切な指導支援を行います。

3 障がいに対する正しい理解の促進

- ・ 教職員が個々の子どもを見る目を養い、発達障がい等に関する基礎的な知識・技能を習得し、きめ細やかな指導ができるようになることで、特別な支援を必要とする子どもだけでなく、すべての子どもがいきいきと学び成長できる学校づくりを目指します。



4 教育保育のユニバーサルデザイン化

- ・ インクルーシブ教育システムの構築を目指して、すべての乳幼児にとって遊びたいと思える、またすべての子どもにとって学びやすい教育環境の整備を推進します。

5 教育支援センター「さくら」の取組の充実

- ・ 様々な理由で教室や学校に行きにくい子どもに対して、多面的な視点から支援計画を立て、保護者や関係諸機関との連携協働を図りながら、社会的自立に向けた適切な支援を包括的に行います。
- ・ 学校に行きにくい子どもへの個別の支援の在り方や居場所づくり、学習支援への体制づくりのため、学校と実態交流や情報交流を積極的に行い、適切な支援体制の整備を進めます。また、学校内外の機関等で相談・指導等を受けていない、学校に行きにくい子どもを確実に支援につなげられるようにアウトリーチ機能を整備します。

6 子どもを守るシステムの構築

- ・ 児童虐待やヤングケアラーなどの課題から子どもを守るため、保幼小中の現場と教育委員会事務局及びこども家庭センター、関係機関が迅速に連携・情報共有できるシステムの運用を徹底し、的確に対応するための体制を整えます。

- ・ 多様な背景をもつ子どもが平等に学ぶことができる環境を実現するため、経済的な理由により就学が困難な世帯に対し、就学援助制度が行き渡るよう制度の周知を図るとともに、家庭への学習支援、相談支援など様々な施策を横断的かつ重層的に活用しながら、適切な支援を進めます。

7 日本語指導が必要な外国人児童生徒への教育支援

- ・ 日本語指導が必要な子どもの適応指導や日本語指導に対応できるよう、コミュニケーションをサポートする翻訳機を準備するなどして、日本語指導が必要な子どもが学校生活を送ることができるよう支援します。また、多文化共生の考え方に基づく教育のあり方を充実するための研修を推進していきます。

8 教育相談体制の整備

- ・ 子どもの抱える様々な課題に関して、発達面、心理面、環境面等から支援できるよう、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーを配置し、子どもの健やかな成長を支援する教育相談の充実に取り組みます。



9 支援の充実に向けた個人情報管理の整備

- ・ 子ども一人ひとりの成長に関する多様な情報を、適正な取扱いを確保しながら教育・福祉などの関係機関で連携し、子どもの多面的な理解と綿密な支援がより充実するよう整備していきます。

10 ICT機器を活用した学びの保障

- ・ 校内ネットワーク環境の維持管理、ICT機器の保管や情報セキュリティに関する整備を進めます。また、災害時や感染症等の非常時においても、子どもが安心して学べるよう、ICT機器を活用した学習機会の保障に努めます。

5 乳幼児期の教育・保育の質の向上

乳幼児期の教育は生涯にわたる人格形成の基礎を養う重要なものであり、さまざまな体験を通して乳幼児が心身ともに健やかな成長をとげられるよう、乳幼児一人ひとりの発達や特性に応じた取組を進めていきます。

また、少子化の進行、ひとり親家庭の増加など、子育て支援へのニーズが多様化する中、子育ての不安を軽減する場づくりと、親と子の深いつながりを育む、子育て環境の充実を図ります。

1 切れ目のない円滑な指導体制の確立

- ・ 「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」を共有した上で、「幼小接続事業」及び「アプローチカリキュラム」「スタートカリキュラム」を活用するなど、就学前教育・保育と義務教育との連携を通して円滑な学びをつないでいく取組を進めていきます。



2 非認知能力の育成

- ・ 保幼小中の更なる連携・研究の推進及び地域学校協働活動をはじめとした、地域・家庭との協働及び各園の遊びを通じた取組等により、それぞれの発達段階に応じた非認知能力の育成を図ります。

3 こども家庭センターを核とした就学前教育・保育の推進

- ・ 就学前教育・保育の充実に向け、幼児教育・保育の資質向上を図るための拠点として設置したこども家庭センターを中心に研修・研究に努めます。また、小学校教育との切れ目のない連携や就学前の特別支援教育の充実を図ります。

4 保育所、認定こども園、幼稚園等施設の整備

- ・低年齢児の保育希望が増えていることを踏まえ、民間保育施設の誘致を進めます。併せて、教育・保育施設の適正規模化、必要な整備に向けた検討を行います。

5 教育保育内容の充実と職員の資質の向上

- ・保育所・こども園・幼稚園・幼児学園職員連絡協議会の連携により、就学前教育・保育に携わる職員の交流と研鑽を重ね、その成果を子どもたちへの教育・保育に活かします。
- ・自己評価・保育の評価を行うことで、子どもの学びを捉える目を養い、教諭・保育士の教育・保育力を高めるとともに、公立・私立の交流により、教諭・保育士の資質向上を目指します。



6 未就園親子の支援の充実

- ・遊びを通じ、未就園児の心身の健全な発達を促すとともに、親同士がつながりを感じながら、子育てを学び合う場を充実させます。また、子どもの個性を考慮しながら親子で過ごす場を提供するとともに、子どもや親との信頼関係を築き、適切な子育て支援ができるよう職員の専門性向上に努めます。

6 学びを支える教育環境・教育体制の整備

安心して学習できる教育施設や時代に応じた教育環境の整備に努めるとともに、子どもたちの安全の確保のため、学校、家庭、地域、関係機関と連携し、交通安全対策や防犯・防災対策を強化していきます。

また、研修の充実による教職員の資質向上を図り、学校の組織力の強化や教職員のサポート体制の充実を図ります。

1 安心して学べる場の計画的な整備

- ・子どもたちが安心して学校生活が送れるよう、計画的な施設の点検による状態把握を行い、老朽化対策や質的整備を進めます。また、修繕等教育施設の長寿命化を図ることで、効率的な維持保全を推進し、生涯学習活動や地域住民の交流など多様な活動の拠点として、全ての人が使いやすい施設の改修・改善を行います。



2 安全・安心な学校給食の提供

- ・食物アレルギーを有する子どもが安心して過ごせるよう、家庭・学校・給食調理場が連携し、アレルギーの理解教育、調理職員の研修や献立内容の充実を図ります。また、徹底した衛生管理のもと、異物混入防止や食中毒予防などに努め、危機管理意識の向上を通じて安心・安全の徹底を図ります。

3 防災教育・防災活動の推進

- ・子どもが主体的に考えて行動できる避難訓練や疑似被災体験等を、関係機関と協働しながら繰り返し実施し、災害・防災についての理解を深めます。
- ・非常食（乾パン、カレー等）を備蓄し、「非常食を知る日」を設け、避難訓練や防災教育などと合わせて非常食を試食することで、災害に対する知識や心構えを育みます。

- ・ 地域・家庭・学校・関係機関等が、連携・協働する体制を構築し、それぞれの責任と役割を分担し、子どもの安全・安心対策に取り組めます。また、学校・地域の実態に即して、学校運営協議会・地域学校協働活動推進員（地域コーディネーター）と連携し、地域と協働した防災の取組等を通して、命を最優先した判断力と臨機応変に対応できる力を育成します。

4 学校安全対策の推進

- ・ 通学路の危険箇所を、保護者・学校・地域・行政・警察で点検・共有し、連携して危険箇所の改善や安全対策の取組を進めます。
- ・ 各学校において防犯対策マニュアルを作成するとともに、子どもや教職員を対象に防犯教室・訓練を実施し、防犯意識の向上を図ります。また、学校施設内に防犯警報装置（警報ブザーなど）、防犯カメラ等の防犯設備を設置し、子どもが安全に安心して学校で過ごせるよう整備を進めます。



5 業務改善を通じた教育の質的向上

- ・ 学校と教育委員会が一体となり、教育の質の向上を図ることができるよう、学校現場における業務改善を推進します。教職員の担う業務を見直し、勤務時間の縮減を進める一方で、自己研鑽に励む時間を確保するなど、保護者や地域の理解を得ながら、教職員の業務改善を進めます。
- ・ 統合型校務支援システムの活用により事務処理のシステム化を進め、業務の省力化・効率化によって教員の事務負担を軽減します。また、校務系サーバー（学校間ネットワーク）を活用して、各学校で作成された教材や指導事例を蓄積・共有し、子どもの知的好奇心を引き出す教材作りや授業改善を進めます。

6 教職員の資質の向上と支援体制の充実

- ・ 豊かな人間性と確かな指導力をもった教職員を育成するため、職務や職種に応じた研修を実施します。また、教職員の教育活動を支援したり、教職員の自主研修を促進したりするための事業を展開し、教員同士の学び合いや高め合いの活動を推進します。
- ・ 外国語指導助手（ALT）や特別支援教育支援員などの専門的な人材を適切に配置し、授業において教職員をサポートしたり、特別な配慮が必要な子どもへきめ細やかな支援をしたりするなど、サポート体制の充実を図ります。

7 事務職員の学校運営への参画

- ・ 共同学校事務室の設置により、業務の共同処理や事務職員間の連携で事務の効率化を進めるとともに、事務職員の強みや経験をシェアして人材育成の強化を図り、事務職員の学校運営への参画意識と学校の組織力の向上を目指します。



8 放課後における子どもの居場所づくり

- ・ 児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブを通学近くに設置し、学校と放課後児童クラブが連携を図りながら、子どもの居場所の充実を図ります。

9 学校図書館の活用推進

- ・ 各学校にことばの力育成支援員を配置し、本の貸出、レファレンスサービス、本の読み聞かせ、配架の工夫など子どもが通いたくなる学校図書館環境の充実を図ることで、子どもの主体的・意欲的な読書活動を推進し、言語力育成に寄与します。

7 家庭・地域等と連携・協働した教育の推進

地域で活躍する人、地域社会を支える仕組みなど、地域社会で受け継がれてきたことや、地域を支えてきた「人・もの・こと」を広め、発展継続していくよう様々な学習機会を創出します。

また、各園・小・中学校が子どもや地域の実態等を十分踏まえ、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開し、「特色ある学校・園づくり」を推進します。

1 「地域とともにある学校づくり」推進体制の構築

- ・学校と地域が「育てたい子ども像」や「教育のビジョン」を共有し、熟議と協働を重ねながら学校運営に参画するコミュニティ・スクールの取組を充実させます。また、学校運営に地域の声を積極的に生かした特色ある学校づくりを推進し、取組を地域に広げることにより「社会に開かれた教育課程」の実現を推進します。

2 子どもと地域がともに学ぶ機会の充実

- ・地域文化の掘り起こしを行い、子どもと地域が共に学ぶ機会を充実させ、地域の一員としての自覚を育むとともに、地域の方々の学校教育に対する関心と参画意識を高め、地域の活性化を図ります。



3 地域学校協働活動の推進

- ・学校運営協議会等で地域・家庭・学校が共有した目標の実現に向けて、地域学校協働活動推進員(地域コーディネーター)と地域人材が円滑に連携できる体制を構築し、地域における家庭教育支援や地域人材の活躍の場の充実を図ります。また、地域学校協働活動推進員を含む学校運営協議会委員の見識を深める研修を計画します。

4 地域資源を生かした教育の推進

- ・「社会に開かれた教育課程」を編成する際に、地域の特色、地域の人々の願い等を考慮し、教科横断的に地域の自然・産業・人々の願い等から学ぶ活動を位置付け、地域と一体になってふるさとを深く学ぶ学習の充実を図ります。
- ・ふるさと学習や「特別の教科 道徳」の推進に当たっては、地域連携担当教職員と地域学校協働活動推進員（地域コーディネーター）が緊密に連携し、地域人材との協働活動や地域資源の有効活用に努めます。

5 地域課題の解決に向けた探求学習の推進

- ・地域の自然や文化、地域の産業に携わる多様な人々と関わりながら、子どもが地域の特色や産業を題材にして地域の魅力や課題を見つけ、自ら学び、自分たちに何ができるのかを主体的に考え、行動する学習活動を推進します。



6 家庭教育支援の充実

- ・子育てに悩む保護者を、乳幼児期から就学期以降にわたり切れ目なく支援するため、こども家庭センターを中心として関係機関が連携し、保護者に寄り添う家庭教育支援の推進を図ります。

- ・ 学校・家庭・地域が連携・協働することにより、地域社会との様々な関わりを通じて子どもたちが安心して活動できる居場所づくりや、子育ての基盤である家庭教育を支援する取組を進めます。

7 部活動の地域連携と環境整備

- ・ 子どもがスポーツ・文化芸術に継続して親しむことができる機会を確保するため、地域の実情に応じながら、「南丹市チーム」の取組をベースにして、部活動の地域連携や地域スポーツ・文化クラブ活動移行に向けた環境の整備を進めます。

8 生涯学習の支援と社会教育の推進

人生100年時代に突入し、少子高齢化が進む本市において、生涯学び続ける基盤を整えることは、豊かな人生を過ごすことにつながるとともに、人材育成やまちの活性化にもつながります。そのために、市民が個々の能力を発揮できる活動を推進し、魅力的な学習機会につなぎます。

1 社会教育施設を活用した体験活動の充実

- ・ 文化博物館や市民センター等の社会教育施設を活用して、家族で一緒に参加できたり、異年齢の子どもたちが一緒に取り組むことができる、社会教育の特色を生かした多様な体験活動の場や機会を提供するよう努めます。

2 地域資源に触れる機会の充実

- ・ 現地学習や市民講座等で地域資源に触れる機会を提供し、地域資源を活かした学習資源の開発や地域資源を有効利用した学習プログラムの構築など、地域の特徴や資源についての理解を深める取組を推進します。



3 社会教育施設の整備

- ・ 誰もが利用しやすい社会教育施設を目指し、「南丹市公共施設再配置計画」を踏まえながら、関連施設の機能集約や統廃合を見据えた整備・充実の検討を進めます。

4 読書の機会と環境の拡充

- ・ 図書館が子どもたちの「つどう・むすぶ・まなぶ」場になるよう、他の部署の催しと関連した特別展示を企画し、本を介した知識の拡充と情報発信を行います。また、本への関心や読書に興味を抱くおはなし会や講座を開催します。
- ・ 読書を支援するツールやバリアフリー図書を充実させ、障がいの有無に関わらず、誰もが読書をしやすい環境の整備を進めます。
- ・ 親子が絵本を通じてふれあいを深め、絵本に親しむきっかけづくりとなるよう、乳児健診の場を活用して、絵本の読み聞かせを行うとともに絵本を贈呈するブックスタート事業を推進します。

5 学習情報の提供の充実

- ・ 多様な市民の学習ニーズに対応するため、特色ある講座・セミナーなどを大学やNPOと連携しながら広く市民に提供し、その学んだ成果が地域や社会の課題解決などに生かされ、自立した地域社会へ向けたまちづくりへとつながるよう市民の学びを支援します。



6 学習成果を活かす機会の充実

- ・ 市民が生涯にわたり、いつでも自由に学習できるよう学習の機会の充実を図るとともに、指導者の養成も試みながら、学習成果を地域や社会の中で発表・活用し、より充実した人生につながるような取組を推進します。また、情報選択や学習の仕方についてのアドバイスや相談を行う機会を実施し、市民の学習活動を支援します。

9 文化芸術の継承・発展による文化力の向上

地域がもつ文化や芸術の魅力を発掘・整理するとともに、それらの価値が認識され、理解が深まるよう展覧会や舞台発表会等の充実を図ります。

また、文化や芸術の魅力を発信・受信する楽しみや喜びを味わい、共有する機会の充実に努め、市民の感性や文化力を向上させます。

1 文化芸術活動の充実とその魅力の発信

- ・ 地域と協働して地域の伝統文化に触れる機会を設け、様々な文化芸術活動を体験又は鑑賞することにより、地域及び文化に対する理解と愛着を深めます。また、子どもの表現力や伝統文化の継承・発展および新たな文化の創造への意欲を高めます。
- ・ 南丹市の歴史的資源や伝統文化並びに各種行事の案内情報を、市の広報誌やCATV、SNS等を活用して提供し、文化財や文化芸術活動の効果的で魅力的な発信に努めます。



2 地域の歴史的資源の記録保存

- ・ 地域に継承されてきた歴史的資源を記録保存し、展示会や記録映像等で後世に伝えます。また、有形・無形文化財の基礎的データの収集および調査、保護と活用とを並行して実施し、地域から親しまれる文化財の魅力を創出・発掘します。

3 文化芸術に触れる機会の創出

- ・ 社会教育施設を活用して文化芸術に触れる展覧会や鑑賞事業等を企画し、市民それぞれが感性を高められる機会を提供します。



4 文化博物館・郷土資料館活動の充実

- ・ 文化博物館・郷土資料館の調査や成果を展示会等で公開・発信し、市の魅力を伝える取組を行うとともに出前講座等の情報発信に努めます。

5 地域の文化力を活かした生涯教育の推進

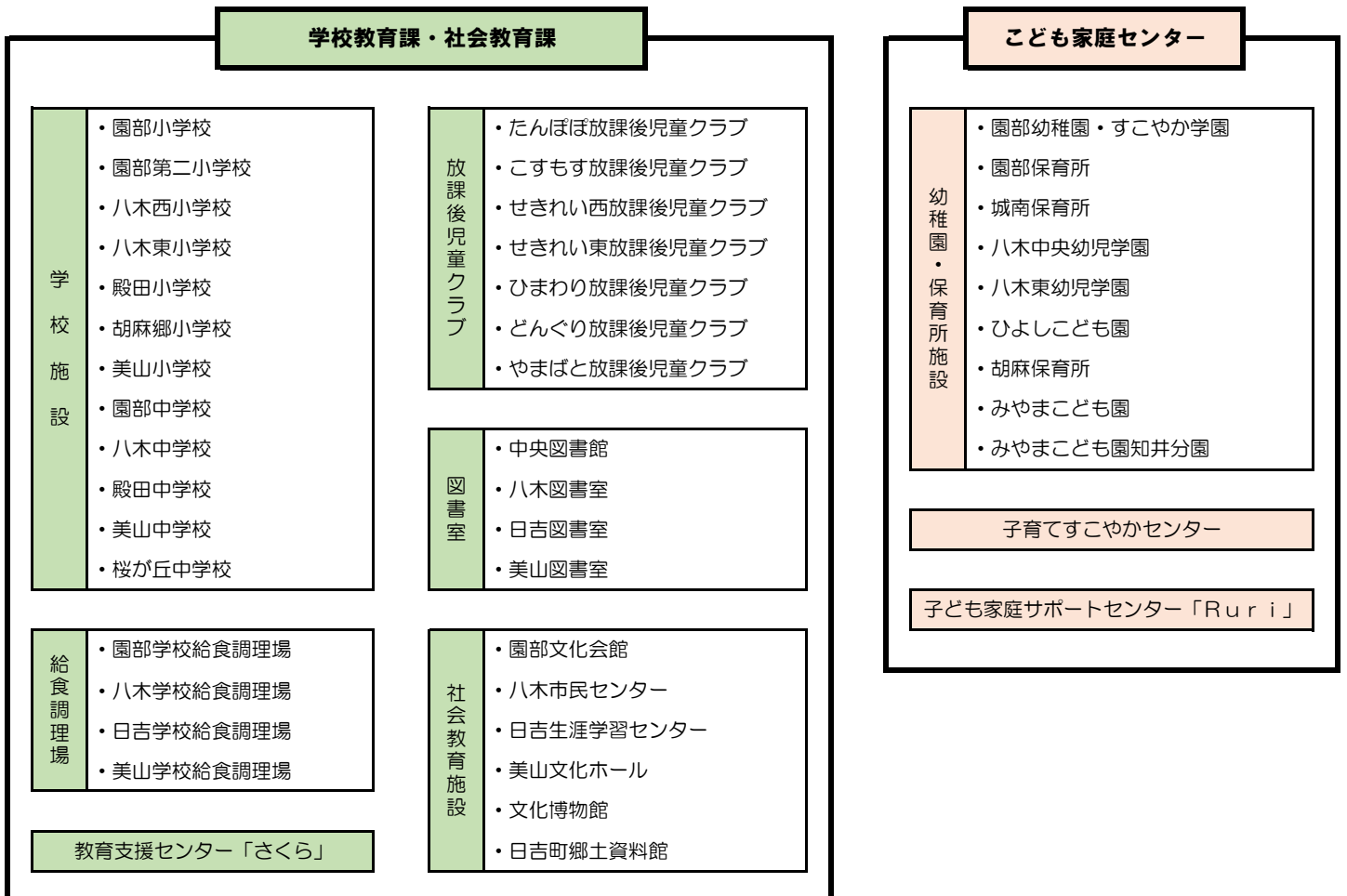
- ・ 幅広い世代を対象とした体験講座や講演会等を開催し、市の魅力に触れる取組の充実を図ります。また、これまでの優れた知識や技術を継承し、それらを生かした新たな創造につながるような仕組み作りに努めます。

6 歴史・文化的資源の普及啓発活動の推進

- ・ 市内の各種団体等の活動を支援するとともに、観光振興や地域振興の担当部署と連携して歴史的資源の保存・魅力創出のための体制を整備します。

令和6年度 南丹市教育委員会 組織分担

教育委員会事務局	学校教育課	総務係	教育委員会会議、秘書事務、学校教職員の服務・人事・給与・儀式・典礼、企画調整、議会関係、公文書書類審査、公告式、広報、学校施設維持・管理、共同学校事務室、情報システム
		学務係	就学、就学援助、通学、健康診断、事故災害、教科用図書、学校給食、学校予算
		指導係	学校運営、教育課程、学習指導、人権教育、生徒指導、キャリア教育、不登校支援、教育相談、特別支援教育、就学相談、健康安全、食育、情報教育、図書館教育、環境教育、福祉教育、教育研究活動、学校運営協議会、教職員研修、学校評価、学級編成、休業処理
	社会教育課	社会教育係	社会教育委員、社会教育事業の企画・実施、生涯学習、人権教育、生涯学習施設の管理・運営、地域学校協働活動、放課後子ども教室
		児童クラブ係	放課後児童クラブの運営、施設管理、利用児童の入退所、利用料徴収、支援員確保
		図書館係	図書館の管理・運営、図書館講座の企画・実施、読書推進
		文化財保護係	博物館・郷土資料館の管理・運営、文化財保護、文化財調査、文化財補助事業、かやぶき屋根保存修理、史誌編纂
	こども家庭課	事業給付係	こども計画、子ども・子育て会議、地域子育て支援、子育てすこやかセンター、児童扶養手当、ひとり親の福祉・医療、児童手当、子育て手当、祝金、こども医療
		相談支援係	要保護児童対策地域協議会、児童福祉施設入所措置、児童虐待、家庭児童相談、子どもの貧困対策、子ども家庭サポートセンター
		母子保健係	妊産婦、母子保健、乳幼児健康診査、育児支援、不妊治療給付、未熟児養育医療、妊娠前からの健康管理、出産子育て応援ギフト、子ども・妊婦の予防接種、子どもの歯科保健
	幼児教育・保育推進課	幼児教育・保育係	就学前教育・保育、施設運営および指導助言、利用児童の入退所（園）、通園バス、一時保育、延長保育、病児保育、保育人材確保・育成、利用料徴収、すこやか学園、給食



南丹市立 保育・教育施設（中学校ブロック別）

園部中学校ブロック

園部幼稚園



〒629-0134
園部町小桜町44番地
TEL 0771-68-0083 FAX 0771-63-1660
MAIL kg-sonobe@city.nantan.lg.jp

園部保育所



〒622-0015
園部町木崎町下ヲサ46
TEL 0771-62-0427 FAX 0771-62-0427
MAIL ns-sonobe@city.nantan.lg.jp

城南保育所



〒622-0044
園部町城南町中井50番地
TEL 0771-62-1400 FAX 0771-62-1400
MAIL ns-jyonan@city.nantan.lg.jp

園部小学校



〒622-0004
園部町小桜町26番地2
TEL 0771-62-0049 FAX 0771-63-2851
MAIL sonobe-es@kyoto-be.ne.jp

園部第二小学校



〒622-0041
園部町小山東町平成台2号78番地外
TEL 0771-68-2525 FAX 0771-68-2198
MAIL sonobe2-es@kyoto-be.ne.jp

園部中学校



〒622-0051
園部町横田3号51番地
TEL 0771-62-0222 FAX 0771-62-0096
MAIL sonobe-jhs@kyoto-be.ne.jp

桜が丘中学校



〒622-0042
園部町栄町3号71番地
TEL 0771-68-1515 FAX 0771-62-0092
MAIL sakuragaoka-jhs@kyoto-be.ne.jp

八木中学校ブロック

八木中央幼児学園



〒622-0004
八木町西田河原條42番地
TEL 0771-42-5189 FAX 0771-42-5189
MAIL kg-cyuou@city.nantan.lg.jp

八木東幼児学園



〒629-0131
八木町北屋賀焼石8番地3
TEL 0771-42-4377 FAX 0771-42-4377
MAIL kg-higashi@city.nantan.lg.jp

八木西小学校



〒629-0141
八木町八木東所15番地
TEL 0771-42-2054 FAX 0771-42-2953
MAIL yaginishi-es@kyoto-be.ne.jp

八木東小学校



〒629-0122
八木町青戸馬垣内13番地1
TEL 0771-42-2324 FAX 0771-42-5387
MAIL yagihigashi-es@kyoto-be.ne.jp

八木中学校



〒629-0141
八木町八木野條1番地
TEL 0771-42-2009 FAX 0771-42-4225
MAIL yagi-jhs@kyoto-be.ne.jp

殿田中学校ブロック

ひよしこども園



〒629-0301
日吉町保野田垣ノ内11番地
TEL 0771-72-0212 FAX 0771-72-0212
MAIL ns-hiyoshi@city.nantan.lg.jp

胡麻保育所



〒629-0311
日吉町胡麻中野辺谷73番地
TEL 0771-74-0052 FAX 0771-74-0052
MAIL ns-goma@city.nantan.lg.jp

殿田小学校



〒629-0341
日吉町殿田大貝25番地外
TEL 0771-72-0053 FAX 0771-72-0712
MAIL tonoda-es@kyoto-be.ne.jp

胡麻郷小学校



〒629-0311
日吉町胡麻中野辺谷3番地3
TEL 0771-74-0011 FAX 0771-74-0686
MAIL gomagou-es@kyoto-be.ne.jp

殿田中学校



〒629-0341
日吉町殿田大貝30番地外
TEL 0771-72-0031 FAX 0771-72-0713
MAIL tonoda-jhs@kyoto-be.ne.jp

美山中学校ブロック

みやまこども園 知井分園



〒601-0751 美山町島島台52-53
TEL 0771-75-0133 FAX 0771-75-1586
知井分園 〒601-0713 美山町中勘定7
TEL 0771-77-0047 FAX 0771-77-0047
MAIL ns-miyama@city.nantan.lg.jp

美山小学校



〒601-0751
美山町島島台52番地
TEL 0771-75-0017 FAX 0771-75-0106
MAIL miyama-es@kyoto-be.ne.jp

美山中学校



〒601-0755
美山町静原松野10番地1
TEL 0771-75-0027 FAX 0771-75-0109
MAIL miyama-jhs@kyoto-be.ne.jp



南丹市教育委員会

〒622-8651 京都府南丹市園部町小桜町47番地

TEL : 0771-68-0055 (代表) FAX : 0771-63-2850 (共通)

- | | |
|--------------|----------------------|
| 【 学校教育課 | TEL : 0771-68-0056 】 |
| 【 社会教育課 | TEL : 0771-68-0057 】 |
| 【 こども家庭課 | TEL : 0771-68-0028 】 |
| 【 幼児教育・保育推進課 | TEL : 0771-68-0017 】 |

